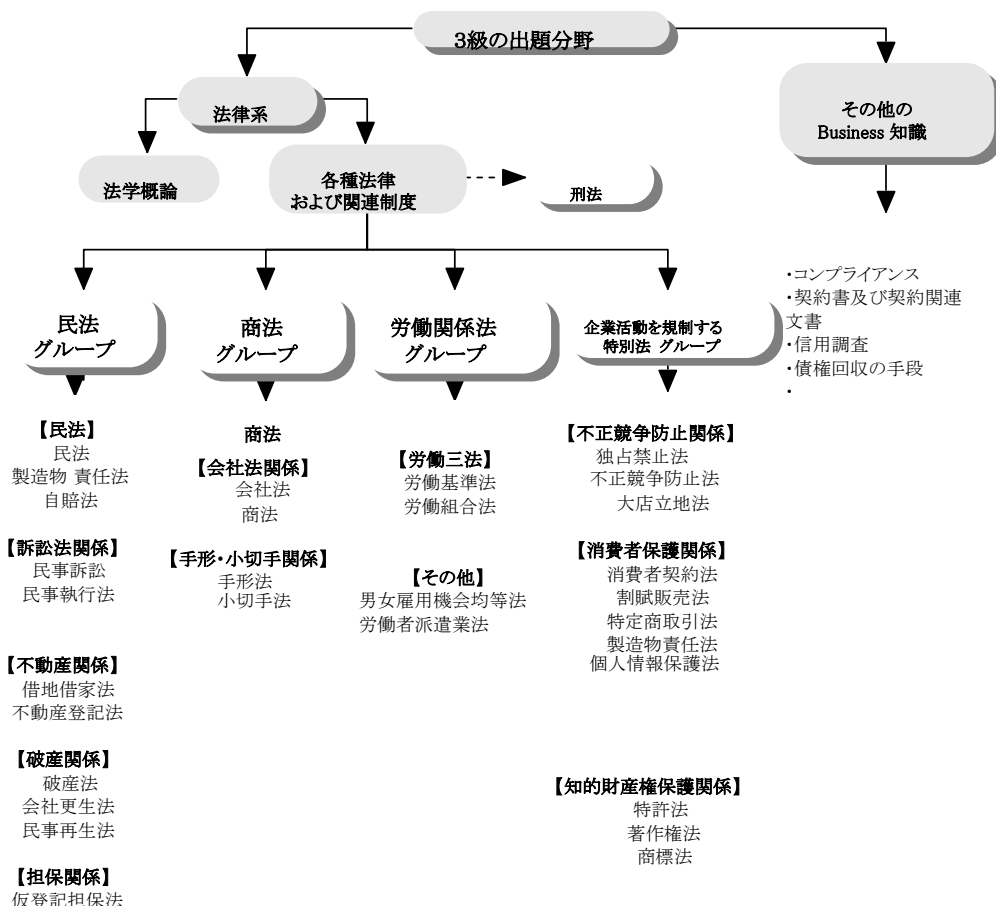


出題分野と受験対策について

1. 3級の出題分野

3級の出題分野については下記に示すとおり非常に多岐に渡る。まともに全分野を真正面から学習したのでは短期間での一発合格は望めない。70点を獲得すれば合格できる試験であるから、頻出の出題分野を中心に学習していく必要がある。

出題傾向を分析した結果、出題の中心は**民法・商法・会社法**である。そして、特に、民法はきちんとマスターする必要がある。民法を学ぶと、各種の法律の基本をなす考え方を学ぶことができるからである。

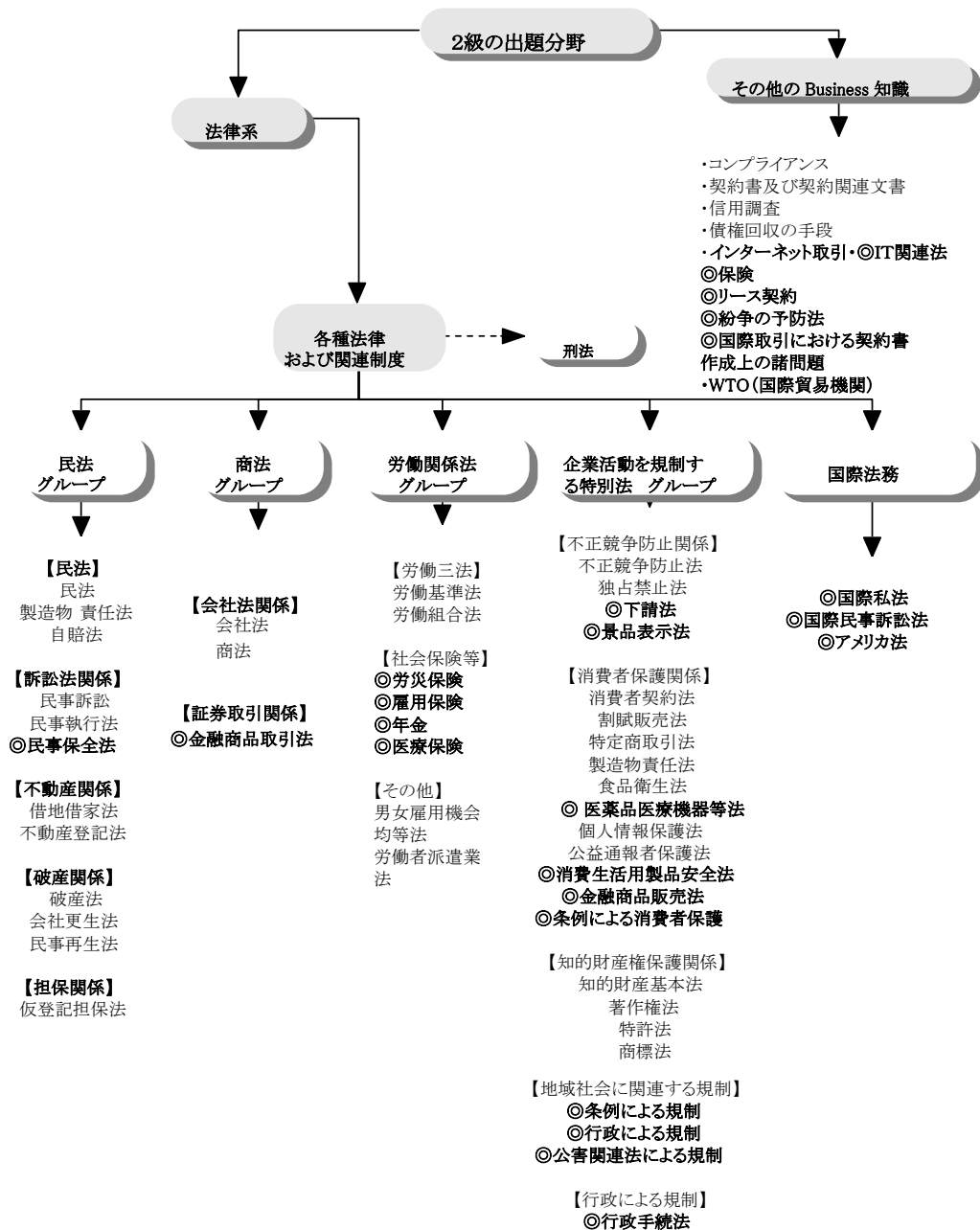


※出題される法律については、代表的なものに限定

先述のように、出題分野の中心は**民法・商法・会社法**であるが、これらの中でも3級では、**民法**の分野における財産法が出題の中心となっている。基本的法律用語を含め、この民法を押さえておくことが重要である。

「3 級合格から 2 級受験へ！ステップアップ(同時受験)のメリット&3・2 級試験の比較・分析」

2. 2 級の出題分野



◎の部分は 2 級で新たに学習する部分。

2 級の試験でも，3 級で学習した知識がそのまま，あるいは形を変えて出題される問題もかなりある。ただ，新たに学習する分野も多くなっている。しかし，注意しなければならないことは，3 級で既に学習済みの分野であっても，もう一步踏み込んだ知識が問われるということである。すなわち，3 級の知識を前提として，より細かな知識（実際のビジネスで本当に役立つ知識）が出題される。

また，出題分野についても，ある程度の偏りはあるにしても，3 級と比較すると全範囲，万遍なく出題される傾向がある。

第38回試験の傾向と第39回試験への対策

1. 3級の傾向と対策

(1) 出題形式

3級の出題形式は若干複雑であるが、基本的には正誤問題である。具体的には、以下のとおりである。

タイプ1＝一問一答型

→ 第1問・第4問・第8問(各10問×1点＝計30点)

タイプ2＝空欄補充・文書完成型

→ 第2問・第5問・第7問・第9問(5個の空欄に入る用語を15個の語群から選択し、文章を完成させる問題がそれぞれ2問出題される。空欄1つが各1点×5個の空欄＝5点がそれぞれ2問で10点、それが4つあるため、合計40点)

タイプ3＝四肢択一型

→ 第3問・第6問・第10問(それぞれア～オの5個の問題があり、それぞれが四肢択一の問題。各2点×5問が3つあるため、合計30点)

(2) 傾向

3級試験の合格率は、約60%～80%である。昨年実施された第37回、第38回試験の合格率はともに74.2%で、平均的な合格率であった。合格率に多少の幅はあるが、3級については、概ね昨年程度の合格率であり、難易度は安定していると評価できる。

形式面では、上記四肢択一の問題のバリエーションが増えたが、一つ一つの肢の正誤が問われていることは同じであるため、この点では難易度には影響しなかったと考えられる。ただ、近年の傾向として、文章完成型の問題で特定の分野に限定しない総合問題的な出題が増加しており、この点については定着したものと思われる。

(3) 対策

1. 3級のための受験の場合、特定重要分野の知識の正確性を高めることである。
2. 民法・商法・会社法で6割近く出題されている傾向は続いているが、特別法の分野でも、毎回必ず出題される知的財産権と消費者保護関連の法律、独占禁止法関連、労働法関連については力を入れることである。

2. 2級の傾向と対策

(1) 出題形式

2級の出題形式は単純である。**五肢択一問題**が40題出題される。ただ、第37回・第38回試験では、組み合わせの正しいものを選ばせる形式の問題のバリエーションが増加した。

前半の20問の配点は1問あたり3点であり、後半の20問の配点は、1問あたり2点である。前半20問と後半20問とを比較すると、前半の方が、やや1問あたりの文章が長く、若干難易度が高いと思われる問題もあるが、大差はない。100点にするための調整と考えていいであろう。

(2) 傾向

1. 2級試験の合格率は、これまでも30%~50%というように、3級に比べて幅が大きかったが、昨年の第37回・第38回試験では、続けて20%台という低い合格率であった。前記のように、2級の合格率は幅が大きいので、昨年の傾向が必ずしも続くとは限らないが、2回連続で20%台という低い合格率であったことを考えると、本年度も昨年並みの難易度の出題が予想されると考えておくべきであろう。

2. 第37回・第38回試験の難易度が上がった原因として以下のことが考えられる。

①初めての出題の問題があったこと、②初めてではないが、長い間出題がなく、受験生が手薄となっている知識が問われた問題がいくつかあったこと、③よく出題されている知識が問われているが、問われ方の形が初めてという問題があったことなどにあると思われる。

(3) 対策

1. 上述した初めて出題された問題などは、その数が多いわけではない。第37回・第38回試験でも、頻出の問題部分を確実に得点できれば合格点には達するものであった。合格率が下がったのは、形式等にとまどい、頻出されている肢の正誤を自信をもって判断することができなくなってしまったことにあると考えられる。従って、一番の対策は、頻出されている基礎知識を確実にマスターすることである。頻出されている肢の正誤を自信をもって判断することができれば、得点を確実に積み上げることができ、必ず合格点に達するといえる。細かな知識に泥濘せず、基礎知識を充実させることこそが、合格への近道である。

2. また、ひっかけ問題や応用力を試す問題の対策として、答練などでの問題演習に力を入れることである。

2級に合格することのメリット

1. 法律の理解が高まる。

(1) 2級で学習する内容と3級で学習する内容の比較

3級は、基本的な法律概念や基本的な制度の内容を理解することにウエイトがあり、具体的な制度の内容や具体的な事例における適用については、詳しく学習しない。これに対して、2級では、具体的な制度の内容や具体的な事例における適用について学習することになる。

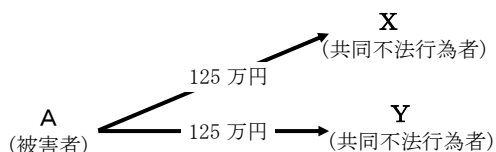
(2) 以下では、3級と2級との具体的な違いの一つを紹介しておく。

〔共同不法行為－3級の場合〕

- ① 数人が**共同の不法行為**によって他人に損害を加えた場合、又は共同行為者のだれがその損害を加えたかわからない場合には、共同行為者(教唆者や幫助者も含む)は、**各自連帯して損害賠償責任を負う**(各共同不法行為者は**連帯債務**を負う＝各自が**全額**履行する義務を負う)。

【具体例】

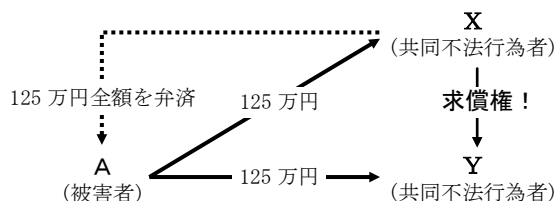
ヤクザ組員X・Yが敵対する組長Aを襲い、XはAの腕を折り(損害50万円)、YはAの足を折った(損害75万円)。この場合、AはX・Yそれぞれに125万円の損害賠償請求できる。



- ② 加害者のうち1人が全損害の賠償を行えば、その者が本来負担すべき責任の割合を超える部分について、他の加害者に**求償**することができる。

【具体例】

ヤクザ組員X・Yが敵対する組長Aを襲い、XはAの腕を折り(損害50万円) YはAの足を折った(損害75万円)。Xが125万円全額を賠償した場合、XはYに求償できる。



過去問チャレンジ



- ・第24回－問01－コ 次の記述は正しいか。 類題：第30回－問08－ウなど

複数の者が共同で不法行為を行い他人に損害を加えた場合、被害者は、加害者の人数で均等に分割した額についてのみ、各加害者に対して、損害賠償請求をすることができる。

【解答】誤り。各共同不法行為者は連帯責任を負う(民法719条)。

- ・第28回－問04－ウ 次の記述は正しいか。 類題：第32回－問01－イ・第26回－問01－コなど多数

AとBが共同の不法行為によってCに損害を与えた場合、AおよびBは、それぞれがCに生じた損害の半分についてのみ賠償する責任を負い、Cに対して、連帯して損害賠償責任を負うことはない。

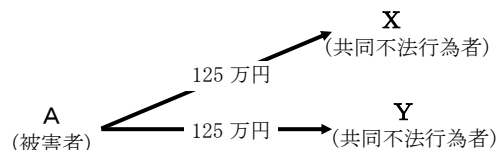
【解答】誤り。AとBが共同の不法行為によってCに損害を加えた場合、AおよびBは、Cに対して、連帯して損害賠償責任を負う。民法719条。

〔共同不法行為－2級の場合〕

- ① 数人が**共同の不法行為**によって他人に損害を加えた場合、又は共同行為者のだれがその損害を加えたかわからない場合には、**共同行為者**(教唆者や幫助者も含む)は、**各自連帯して損害賠償責任を負う**。

【具体例】

ヤクザ組員X・Yが敵対する組長Aを襲い、XはAの腕を折り(損害50万円)、YはAの足を折った(損害75万円)。この場合、AはX・Yそれぞれに125万円の損害賠償請求できる。



- ② 加害者側に**共謀や共同の認識等**がなくても**共同不法行為は成立**し、被害者は加害者の共謀や共同の認識等を主張立証しなくてもよい。

過去問チャレンジ



- ・第24回－問07－01ア 次の記述は正しいか。 類題：第31回－問01－04アなど

運送業を営むA社の従業員Bは、A社の事業用トラックを運転して貨物運送に従事していたところ、Cタクシー会社の従業員Dが運転するC社所有のタクシーと衝突事故を起こした。この衝突事故は、Bが法定速度を大幅に超過して走行していたために、信号無視をして交差点に進入したタクシーを回避することができずに発生したものである。この衝突事故により、タクシーに客として乗車していたEが負傷するとともに、E所有の骨董の壺が損壊した。また、この衝突事故により、A社がその顧客F社から運送依頼を受けG社に運送すべき商品を定められた時刻に納品することができなかったため、F社はG社より損害賠償を請求された。Eは、本件衝突事故により被った損害について、BおよびDの各人に損害の全額につき損害賠償請求をすることはできず、BおよびDの各人に被った損害の2分の1に相当する額のみにつき損害賠償請求をすることができるにすぎない。

【解答】誤り。数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えた場合、共同行為者は、各自連帯して損害賠償責任を負う(民法719条)。

「3級合格から2級受験へ！ステップアップ(同時受験)のメリット&3・2級試験の比較・分析」

- ・第18回－問06－02 次の記述は正しいか。

A社は、自社工場から河川へ毒性の弱い廃液(単独では人体に被害を及ぼさない程度)を排出していた。その後、B社も自社工場から当該河川へ毒性の弱い廃液(単独では人体に被害を及ぼさない程度)を排出するようになったが、両工場の廃液が下流で化学反応を起こして皮膚病を生ずるような強度の毒性をもつようになった。当該河川下流付近にある保育園の園児C(3歳)は、保育士Dが目を離した隙に園庭の防護ネットを越え、当該河川に転落して、重い皮膚病にかかった。Cの両親がA社及びB社に対して不法行為に基づく損害賠償請求をした場合には、Cの両親は、A社及びB社の廃液排出行為についての共謀や共同の認識等を主張立証しなければならない。

【解答】誤り。加害者側に共謀や共同の認識等がなくても共同不法行為は成立し、被害者は加害者の共謀や共同の認識等を主張立証しなくてもよい。

- ・第20回－問10－02⑤ 次の記述は正しいか。 類題：第32回－問01－03⑤など

複数の者の共同の不法行為によって損害を被った被害者が、加害者の1人に対して被った損害の全部を賠償請求した場合、請求を受けた加害者は他の加害者に弁済の資力があることを証明すれば、損害賠償責任を負わない。

【解答】誤り。数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えた場合、共同行為者は、各自連帯して損害賠償責任を負う(民法719条)。

2. 実務で役に立つ。

前記の学習内容の違いからも分かるように、3級で学習する内容は抽象的なルールであるため、直接仕事に役立つものとはいえない。あくまでも、実践的な知識を身につける前提として基本的な法律概念を学習するものである。

これに対して、2級では、3級で学習した基本的な制度の具体的内容や具体的な事例における適用について、ある程度詳しく学習するため、実務でも役に立つ。

3. 学習効率が上がる。

法律を学習する場合、たくさんの法律用語が存在することもあり、一度勉強しただけでは、なかなかマスターできない。3級で基本的な制度の概念をマスターした上で、更に、2級でその具体的内容や具体的な事例における適用について学習すると知識が定着しやすい。時間的余裕があれば3・2級同時受験、時間的余裕がない場合でも、3・2級連続受験をすると、その効果は大きい。